

- 最近における国民の価値観の多様化
- 価値観の多様化を反映した世論の動向 等

個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、**選択的夫婦別氏制**を導入する必要がある。

## 1. 夫婦の氏～選択的夫婦別氏制～

現  
行

### 【夫婦同氏制】

夫の氏／妻の氏で統一



### 【選択的夫婦別氏制】

選  
択  
可

- ・ 夫の氏／妻の氏で統一
- ・ 各自婚姻前の氏を使用

改  
正  
案

## 2. 子の氏～別氏夫婦の子の氏を出生・縁組時に決定～

現  
行

### ① 嫡出子の氏

父母の氏

〔※出生前に父母が離婚したとき〕  
→離婚時の父母の氏



- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子…父又は母の氏  
→出生時に父母の協議※で決定  
〔※協議不調／協議不能の場合〕  
→家庭裁判所の審判

### ② 養子の氏

養親の氏



- 同氏夫婦の子…現行どおり
- 別氏夫婦の子(連れ子養子を含む)  
…養親(又は連れ子の親)の一方の氏  
→縁組時に協議※で決定  
〔※15歳未満…養親(又は連れ子の親)の協議  
15歳以上…当事者の協議〕

### ③ 子の氏の変更

父又は母と氏が異なるとき

→家裁の許可を得て父母の氏に変更可

〔※同氏の父又は母の改氏により父母双方と異なる場合には、父母の婚姻中に限り、届出のみで変更可〕



家裁の許可を得て変更という原則を維持しつつ、**届出のみで変更可となる場合を追加**

〔※現行と同様の場合に加え、子の出生後に婚姻した父母が別氏夫婦の場合にも、父母の婚姻中に限り、届出のみで変更可〕

改  
正  
案

- 施行日…公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日
- 施行日までには改正法を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずる
- 施行前に婚姻によって改氏した夫又は妻について、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、施行日から2年以内に届出により復氏可能とする等の経過措置

## 民法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 夫婦の氏

(第七百五十条関係)

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称するものとする。

### 第二 子の氏

#### 一 嫡出である子の氏

(第七百九十条関係)

1 嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又はその出生の際に父母の協議で定める父若しくは母の氏を称するものとする。

2 1の協議が調わないとき又は1の協議をすることができないとき（3及び4の場合を除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができるとすること。

3 子が称する氏を1の協議で定める場合において、父母の一方が死亡し又はその意思を表示することができないときは、子は、他の一方が定める父又は母の氏を称するものとする。

4 子が称する氏を1の協議で定める場合において、父母の双方が死亡し又はその意思を表示すること

ができないときは、家庭裁判所は、子の親族その他の利害関係人の請求によって、協議に代わる審判をすることができるものとする。

## 二 養子の氏

(第八百十条関係)

1 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をする場合において、養子が十五歳未満であるときは、養親の協議で定めた養親の一方の氏、養子が十五歳以上であるときは、当事者の協議で定めた養親の一方の氏）を称するものとする。

2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とする場合において、養子は、1にかかわらず、養子が十五歳未満であるときは、養親とその配偶者の協議で定めた養親又はその配偶者（以下「養親等」という。）の氏（配偶者がその意思を表示することができないときは、養親が定めた養親等の氏）、養子が十五歳以上であるときは、当事者の協議で定めた養親等の氏（配偶者がその意思を表示することができないときは、養親と養子の協議で定めた養親等の氏）を称するものとする。

3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、1及び2を適用しないものとする。

### 三 子の氏の変更

(第七百九十一条関係)

1 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の双方と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができるものとする。

2 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合には、子は、父母の婚姻中に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるものとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでないものとする。

3 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、1及び2の行為をすることができるものとする。

4 1から3までによって氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、従前の氏に復することができるものとする。

### 第三 施行期日等

## 一 施行期日

(改正附則第一条関係)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二は、公布の日から施行すること。

## 二 法制の整備等

(改正附則第二条関係)

政府は、この法律の施行の日までに、この法律を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

## 三 経過措置

(改正附則第三条関係)

1 この法律の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から二年以内に、別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができること。

2 1により父又は母が婚姻前の氏に復した場合には、子は、父母の婚姻中に限り、父母が1の届出をした日から三月以内に、別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復した父又は母の氏を称することができること。この場合においては、第二の三の3及び4を準用すること。

## 民法の一部を改正する法律案

民法（明治二十九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第七百四十九条中「第七百九十条第一項ただし書」を「第七百九十条第一項（子の出生前に父母が離婚したときに係る部分に限る。）」に改める。

第七百五十条中「夫又は妻の氏」を「夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏」に改める。

第七百九十条第一項中「父母の氏」の下に「（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又はその出生の際に父母の協議で定める父若しくは母の氏」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

- 2 前項の協議が調わないとき又は同項の協議をすることができないとき（次項及び第四項の場合を除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。
- 3 子が称する氏を第一項の協議で定める場合において、父母の一方が死亡し又はその意思を表示することができないときは、子は、他の一方が定める父又は母の氏を称する。

- 4 子が称する氏を第一項の協議で定める場合において、父母の双方が死亡し又はその意思を表示すること

ができないときは、家庭裁判所は、子の親族その他の利害関係人の請求によって、協議に代わる審判をすることができるとする。

第七百九十一条第二項中「父母と」を「父母の双方と」に、「許可を得ないで」を「規定にかかわらず」に改め、「父母の氏」の下に「又はその父若しくは母の氏」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合には、子は、父母の婚姻中に限り、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができるとする。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでない。

第八百十條を次のように改める。

(養子の氏)

第八百十條 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をする場合において、養子が十五歳未満であるときは、養親の協議で定めた養親の一方の氏、養子が十五歳以上であるときは、当事者の協議で定めた

養親の一方の氏)を称する。

2 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とする場合において、養子は、前項の規定にかかわらず、養子が十五歳未満であるときは、養親とその配偶者の協議で定めた養親又はその配偶者の氏(配偶者がその意思を表示することができないときは、養親が定めた養親又はその配偶者の氏)、養子が十五歳以上であるときは、当事者の協議で定めた養親又はその配偶者の氏(配偶者がその意思を表示することができないときは、養親と養子の協議で定めた養親又はその配偶者の氏)を称する。

3 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

### (法制の整備等)



第二条 政府は、この法律の施行の日までに、この法律を施行するために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、婚姻中に限り、配偶者との合意に基づき、この法律の施行の日から二年以内に、別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復することができる。

2 前項の規定により父又は母が婚姻前の氏に復した場合には、子は、父母の婚姻中に限り、父母が同項の届出をした日から三月以内に、別に法律で定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏に復した父又は母の氏を称することができる。この場合においては、この法律による改正後の民法第七百九十一条第四項及び第五項の規定を準用する。

## 理由

最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎民法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○民法（明治二十九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（離婚の規定の準用）</p> <p>第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項（子の出生前に父母が離婚したときに係る部分に限る。）並びに第八百十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。</p> <p>（夫婦の氏）</p> <p>第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫若しくは妻の氏を称し、又は各自の婚姻前の氏を称する。</p> <p>（子の氏）</p> <p>第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏（子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏）又はその出生の際に父母の協議で定める父若しくは母の氏を称する。</p> <p>2 前項の協議が調わないとき又は同項の協議をすることができないとき（次項及び第四項の場合を除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をすることができ</p> <p>3 子が称する氏を第一項の協議で定める場合において、父母の一</p>	<p>（離婚の規定の準用）</p> <p>第七百四十九条 第七百二十八条第一項、第七百六十六条から第七百六十九条まで、第七百九十条第一項ただし書並びに第八百十九条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、婚姻の取消しについて準用する。</p> <p>（夫婦の氏）</p> <p>第七百五十条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。</p> <p>（子の氏）</p> <p>第七百九十条 嫡出である子は、父母の氏を称する。ただし、子の出生前に父母が離婚したときは、離婚の際における父母の氏を称する。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

方が死亡し又はその意思を表示することができないときは、子は、他の一方が定める父又は母の氏を称する。

4| 子が称する氏を第一項の協議で定める場合において、父母の双方が死亡し又はその意思を表示することができないときは、家庭裁判所は、子の親族その他の利害関係人の請求によって、協議に代わる審判をすることができる。

5| 〔略〕

(子の氏の変更)

第七百九十一条 〔略〕

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母の双方と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏又はその父若しくは母の氏を称することができる。

3| 子の出生後に婚姻をした父母が氏を異にする夫婦である場合には、子は、父母の婚姻中に限り、第一項の規定にかかわらず、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称することができる。ただし、父母の婚姻後に子がその氏を改めたときは、この限りでない。

4| 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前三項の行為をすることができる。

〔新設〕

2| 〔略〕

(子の氏の変更)

第七百九十一条 〔略〕

2 父又は母が氏を改めたことにより子が父母と氏を異にする場合には、子は、父母の婚姻中に限り、前項の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その父母の氏を称することができる。

〔新設〕

3| 子が十五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、前二項の行為をすることができる。

5| 前各項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏（氏を異にする夫婦が共に養子をする場合において、養子が十五歳未満であるときは、養親の協議で定めた養親の一方の氏、養子が十五歳以上であるときは、当事者の協議で定めた養親の一方の氏）を称する。

2| 氏を異にする夫婦の一方が配偶者の嫡出である子を養子とする場合において、養子は、前項の規定にかかわらず、養子が十五歳未満であるときは、養親とその配偶者の協議で定めた養親又はその配偶者の氏（配偶者がその意思を表示することができないときは、養親が定めた養親又はその配偶者の氏）、養子が十五歳以上であるときは、当事者の協議で定めた養親又はその配偶者の氏（配偶者がその意思を表示することができないときは、養親と養子の協議で定めた養親又はその配偶者の氏）を称する。

3| 養子が婚姻によって氏を改めた者であるときは、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、前二項の規定を適用しない。

4| 前三項の規定により氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復することができる。

(養子の氏)

第八百十条 養子は、養親の氏を称する。ただし、婚姻によつて氏を改めた者については、婚姻の際に定めた氏を称すべき間は、この限りでない。